

九州大雨災害 義援金募集のお知らせ

去る7月18日からの梅雨前線に伴う豪雨により、九州各地で多くの被害をもたらしました。この災害により、熊本県では、水俣市を中心に多数の方々が生体または身体に危害を受け、かつ多数の住民に大きな被害が生じ、水俣市に災害救助法が適用されました。

一方、福岡県内各地では、家屋の倒壊や床上浸水等の深刻な被害が生じ、特に福岡市、飯塚市、太宰府市、嘉穂郡穂波町に災害救助法が適用されました。

また、去る、7月26日未明から宮城県北部地域では、震度6など非常に強い地震が繰り返し発生し、数多くの被害が生じました。

この地震災害により、宮城県では遠田郡南郷町、桃生郡矢本町、河南町、鳴瀬町、志田郡鹿島台町の5町に災害救助法が適用されました。

こうした状況から日本赤十字社熊本県支部、福岡県支部、宮城県支部また、熊本県共同募金会、福岡県共同募金会、宮城県共同募金会では、被災者への義援金の募集を行うこととなりましたので、お知らせいたしますとともにご協力をお願いいたします。

いずれも郵便振替（期間中振替手数料は無料です）

- 日赤熊本県支部（8月29日まで受付）
口座番号 01900-0-99
口座名義 日本赤十字社熊本県支部
※通信欄に「水俣市豪雨災害」と明記
- 日赤福岡県支部（8月29日まで受付）
口座番号 01760-6-110639
口座名義 日本赤十字社福岡県支部
※通信欄に「7.18福岡県大雨災害」と明記
- 日赤宮城県支部（8月29日まで受付）
口座番号 02290-6-6100
口座名義 日本赤十字社宮城県支部
※通信欄に「宮城県北部連続地震災害」と明記
- 福岡県共同募金会（8月29日まで受付）
口座番号 01780-6-4404
口座名義 社会福祉法人福岡県共同募金会
※通信欄に「集中豪雨災害」と明記
- 熊本県共同募金会（8月22日まで受付）
口座番号 01930-2-2300
口座名義 社会福祉法人熊本県共同募金会
※通信欄に「熊本南部集中豪雨」と明記
- 宮城県共同募金会（8月27日まで受付）
口座番号 02250-4-6090
口座名義 社会福祉法人宮城県共同募金会
※通信欄に「宮城北部地震」と明記

義援金の募集についてのお問い合わせは…

社会福祉法人月潟村社会福祉協議会 ☎375-1020（保健福祉センター内）
（日本赤十字社月潟村分区分担当または新潟県共同募金会月潟村分会担当）

職員採用試験のご案内

平成16年8月に社会福祉法人、愛宕福祉会が中之口村福島地区に開所予定の特別養護老人ホーム『愛宕の園（仮称）』の職員を募集します。

1. 採用職種、予定人数、受験資格等

- ①生活相談員 3名程度
 - ・昭和49年4月2日～昭和59年4月1日生まれの方で、短大・専門学校以上を卒業し社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格いずれかの資格を取得（見込み）の方
- ②看護職員 5名程度
 - ・昭和29年4月2日～昭和59年4月1日生まれの方で、高等学校以上を卒業し看護師もしくは准看護師資格をお持ちの方
- ③介護職員 20名程度
 - ・昭和43年4月2日～昭和61年4月1日生まれの方で、高等学校卒業以上の方
 - ・資格は問いませんが、介護福祉士もしくはホームヘルパー2級修了者が望ましい
- ④事務職員 1～2名
 - ・昭和47年4月2日～昭和59年4月1日生まれの方で、短大・専門学校卒業以上の方
 - ・資格は問いません
- ⑤管理栄養士 1名
 - ・昭和49年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方で、短大・専門学校以上を卒業し、管理栄養士をお持ちの方

2. 日程等

- ①採用試験要項及び受験申込書の請求 平成15年9月22日（月）まで
- ②受験申込期限 平成15年9月22日（月）まで（書類必着）
- ③第一次試験：筆記試験（一般教養・作文）平成15年10月5日（日）（中之口村 農村環境改善センター）
- ④第二次試験（面接） 平成15年10月下旬予定

3. 採用試験要項及び受験申込書の請求

表面に宛先（受験者の住所・氏名）を明記し、140円分の切手を貼付した返信用封筒（角2封筒）を同封の上、下記宛てに送付してください。※返信用封筒の大きさは、必ず角2封筒をお願いします。

〒950-3132 新潟市松潟1510番地 特別養護老人ホーム「愛宕の園」内
社会福祉法人 愛宕福祉会 法人事務局『中之口』職員採用係
☎255-7181 FAX258-1221

住民基本台帳ネットワーク 第2次サービスが8月25日より開始されます

○第2次サービスの内容

「住民票の写しの広域交付」

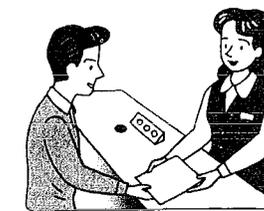
今まで住民票の写しは、現在お住まいの市区町村でしか発行できませんでしたが、8月25日からは全国の市区町村で住民基本台帳ネットワークを活用することにより、（※1）住民票の交付ができるようになりました。



「転入・転出手続きの簡素化」

今までは、他の市区町村へ転出される場合、月潟村役場の窓口で「転出証明」の交付を受けとり、転入先の市区町村へ提出することで転入手続きを行っていました。

第2次サービスから、住民基本台帳カードの交付を受けた方については、（※2）市区町村窓口へ行かなければならない回数が1回にすることができます。



- ※1 本籍や筆頭者の記載された住民票の写しや、死亡者や転出者等などの除票は、今までどおり住所地での発行となります。
- ※2 世帯全員が村外に転出される際は、無線機の返却や保険証の返却等の手続きがあるため、上記のとおりとはならないことがあります。

ご注意

住民票の請求や転入転出手続きは、月潟村にお住まいの方が月潟村で手続きをされる場合、住民基本台帳カードがなくても今までどおり行えます。

○住民基本台帳カードの交付について

申請手続きは以下のことにご留意の上、カードを必要とされる方本人が手続きしてください（15歳未満の方は両親の方の手続きとなります）

- ・受付開始日 8月25日（月）
- ・交付手数料 1枚500円
- ・必要なもの
 - ①印鑑
 - ②6ヶ月以内に撮影された無帽・無背景・正面のもので、縦4.5cm×横3.5cmの写真（写真付カード希望の場合）
 - ③運転免許証やパスポート等、本人を証明する官公署発行の写真付書類

ご不明な点は住民課住民係までおたずねください